

毛利高政日田玖珠代官の考察

宮下良明

(会員 佐伯市古江区)

はじめに

毛利高政は慶長六年(一六〇一)四月五日佐伯領、知行二万石の大名を拝命、入封したと伝えられている。入封以後の事蹟については記録、史料等多く各地に散見され大方の実像は知ることができる。

しかし、佐伯入封以前、つまり慶長五年以前半世の事蹟については謎が多くその実態は判然としない、明らかに後世の加筆と思われる資料の流布によつて史実化された編纂物の多い事も又事実と考える。

佐伯入封以前の高政を知らうとすれば後世の編纂物、

誇大視された書籍等は一旦棚上げして、白紙にもどし信憑性の高い史料を中心に改めて実像を求めなければなら

ない。

高政の出自は度々先史談で論述されているのでここで述べない。本項の課題は、去る先哲史料館発行研究紀第三号所収「豊後国内御知行方目録」中野等氏(九州大学院教授)の論文中、冒頭の記に片桐旦元より毛利伊勢守に宛行った文書(大分県史料37)の掲げ、慶長五年九月関ヶ原役後に於ける極めて微妙なる時期、日田、玖珠郡の支配者毛利伊勢守、小川左馬助、来嶋右衛門市、三者の知行内容を論述、主題は小川左馬助に関してこれ迄の日田代官とされてきた定説に対し、知行方目録文書を示し、大名知行の可能性を展開している。

上述について以前から、日田玖珠領に於て毛利高政の歴史背景に少なからず関心を寄せていた。此の度中野論文を拝読におよび、再び日田代官時代高政の実像を追究し合わせて関係する問題点を揚げて少々推説を述べてみたいと思う。

一、小川左馬助御知行目録

最初に小川左馬助の日田玖珠速見郡内の知行方目録を

(西日本文庫)

いざれにせよ小川氏知行目録を指して中野教授は前述した代官知行説を改め大名知行の判断をされている。

次に毛利高政の日田領関係目録を揚げ小川大名目録と比較検討してみたいと思う。

一、毛利伊勢守御倉入目録

慶長六年九月二十六日の目録は前文を欠くが御倉入目録りとなつてゐる。さらに七年の目録にもやはり御倉

預りとなつてゐる。さうして七年の目録にもやはり御倉

毛利伊勢守御倉入目録	
一 九月二十六日	片桐守正
二 九月二十七日	片桐守正
三 九月二十八日	片桐守正
四 九月二十九日	片桐守正
五 九月三十日	片桐守正
六 九月三十日	片桐守正
七 九月三十日	片桐守正
八 九月三十日	片桐守正
九 九月三十日	片桐守正
十 九月三十日	片桐守正
十一 九月三十日	片桐守正
十二 九月三十日	片桐守正
十三 九月三十日	片桐守正
十四 九月三十日	片桐守正
十五 九月三十日	片桐守正
十六 九月三十日	片桐守正
十七 九月三十日	片桐守正
十八 九月三十日	片桐守正
十九 九月三十日	片桐守正
二十 九月三十日	片桐守正
二十一 九月三十日	片桐守正
二十二 九月三十日	片桐守正
二十三 九月三十日	片桐守正
二十四 九月三十日	片桐守正
二十五 九月三十日	片桐守正
二十六 九月三十日	片桐守正
二十七 九月三十日	片桐守正
二十八 九月三十日	片桐守正
二十九 九月三十日	片桐守正
三十 九月三十日	片桐守正
三十一 九月三十日	片桐守正
三十二 九月三十日	片桐守正
三十三 九月三十日	片桐守正
三十四 九月三十日	片桐守正
三十五 九月三十日	片桐守正
三十六 九月三十日	片桐守正
三十七 九月三十日	片桐守正
三十八 九月三十日	片桐守正
三十九 九月三十日	片桐守正
四十 九月三十日	片桐守正
四十一 九月三十日	片桐守正
四十二 九月三十日	片桐守正
四十三 九月三十日	片桐守正
四十四 九月三十日	片桐守正
四十五 九月三十日	片桐守正
四十六 九月三十日	片桐守正
四十七 九月三十日	片桐守正
四十八 九月三十日	片桐守正
四十九 九月三十日	片桐守正
五十 九月三十日	片桐守正
五十一 九月三十日	片桐守正
五十二 九月三十日	片桐守正
五十三 九月三十日	片桐守正
五十四 九月三十日	片桐守正
五十五 九月三十日	片桐守正
五十六 九月三十日	片桐守正
五十七 九月三十日	片桐守正
五十八 九月三十日	片桐守正
五十九 九月三十日	片桐守正
六十 九月三十日	片桐守正
六十一 九月三十日	片桐守正
六十二 九月三十日	片桐守正
六十三 九月三十日	片桐守正
六十四 九月三十日	片桐守正
六十五 九月三十日	片桐守正
六十六 九月三十日	片桐守正
六十七 九月三十日	片桐守正
六十八 九月三十日	片桐守正
六十九 九月三十日	片桐守正
七十 九月三十日	片桐守正
七十一 九月三十日	片桐守正
七十二 九月三十日	片桐守正
七十三 九月三十日	片桐守正
七十四 九月三十日	片桐守正
七十五 九月三十日	片桐守正
七十六 九月三十日	片桐守正
七十七 九月三十日	片桐守正
七十八 九月三十日	片桐守正
七十九 九月三十日	片桐守正
八十 九月三十日	片桐守正
八十一 九月三十日	片桐守正
八十二 九月三十日	片桐守正
八十三 九月三十日	片桐守正
八十四 九月三十日	片桐守正
八十五 九月三十日	片桐守正
八十六 九月三十日	片桐守正
八十七 九月三十日	片桐守正
八十八 九月三十日	片桐守正
八十九 九月三十日	片桐守正
九十 九月三十日	片桐守正
九十一 九月三十日	片桐守正
九十二 九月三十日	片桐守正
九十三 九月三十日	片桐守正
九十四 九月三十日	片桐守正
九十五 九月三十日	片桐守正
九十六 九月三十日	片桐守正
九十七 九月三十日	片桐守正
九十八 九月三十日	片桐守正
九十九 九月三十日	片桐守正
一百 九月三十日	片桐守正
一百零一 九月三十日	片桐守正
一百零二 九月三十日	片桐守正
一百零三 九月三十日	片桐守正
一百零四 九月三十日	片桐守正
一百零五 九月三十日	片桐守正
一百零六 九月三十日	片桐守正
一百零七 九月三十日	片桐守正
一百零八 九月三十日	片桐守正
一百零九 九月三十日	片桐守正
一百一〇 九月三十日	片桐守正
一百一一 九月三十日	片桐守正
一百一二 九月三十日	片桐守正
一百一三 九月三十日	片桐守正
一百一四 九月三十日	片桐守正
一百一五 九月三十日	片桐守正
一百一六 九月三十日	片桐守正
一百一七 九月三十日	片桐守正
一百一八 九月三十日	片桐守正
一百一九 九月三十日	片桐守正
一百二十 九月三十日	片桐守正
一百二十一 九月三十日	片桐守正
一百二十二 九月三十日	片桐守正
一百二十三 九月三十日	片桐守正
一百二十四 九月三十日	片桐守正
一百二十五 九月三十日	片桐守正
一百二十六 九月三十日	片桐守正
一百二十七 九月三十日	片桐守正
一百二十八 九月三十日	片桐守正
一百二十九 九月三十日	片桐守正
一百三十 九月三十日	片桐守正
一百三十一 九月三十日	片桐守正
一百三十二 九月三十日	片桐守正
一百三十三 九月三十日	片桐守正
一百三十四 九月三十日	片桐守正
一百三十五 九月三十日	片桐守正
一百三十六 九月三十日	片桐守正
一百三十七 九月三十日	片桐守正
一百三十八 九月三十日	片桐守正
一百三十九 九月三十日	片桐守正
一百四十 九月三十日	片桐守正
一百四十一 九月三十日	片桐守正
一百四十二 九月三十日	片桐守正
一百四十三 九月三十日	片桐守正
一百四十四 九月三十日	片桐守正
一百四十五 九月三十日	片桐守正
一百四十六 九月三十日	片桐守正
一百四十七 九月三十日	片桐守正
一百四十八 九月三十日	片桐守正
一百四十九 九月三十日	片桐守正
一百五十 九月三十日	片桐守正
一百五十一 九月三十日	片桐守正
一百五十二 九月三十日	片桐守正
一百五十三 九月三十日	片桐守正
一百五十四 九月三十日	片桐守正
一百五十五 九月三十日	片桐守正
一百五十六 九月三十日	片桐守正
一百五十七 九月三十日	片桐守正
一百五十八 九月三十日	片桐守正
一百五十九 九月三十日	片桐守正
一百六十 九月三十日	片桐守正
一百六十一 九月三十日	片桐守正
一百六十二 九月三十日	片桐守正
一百六十三 九月三十日	片桐守正
一百六十四 九月三十日	片桐守正
一百六十五 九月三十日	片桐守正
一百六十六 九月三十日	片桐守正
一百六十七 九月三十日	片桐守正
一百六十八 九月三十日	片桐守正
一百六十九 九月三十日	片桐守正
一百七十 九月三十日	片桐守正
一百七十一 九月三十日	片桐守正
一百七十二 九月三十日	片桐守正
一百七十三 九月三十日	片桐守正
一百七十四 九月三十日	片桐守正
一百七十五 九月三十日	片桐守正
一百七十六 九月三十日	片桐守正
一百七十七 九月三十日	片桐守正
一百七十八 九月三十日	片桐守正
一百七十九 九月三十日	片桐守正
一百八十 九月三十日	片桐守正
一百八十一 九月三十日	片桐守正
一百八十二 九月三十日	片桐守正
一百八十三 九月三十日	片桐守正
一百八十四 九月三十日	片桐守正
一百八十五 九月三十日	片桐守正
一百八十六 九月三十日	片桐守正
一百八十七 九月三十日	片桐守正
一百八十八 九月三十日	片桐守正
一百八十九 九月三十日	片桐守正
一百九十 九月三十日	片桐守正
一百九十一 九月三十日	片桐守正
一百九十二 九月三十日	片桐守正
一百九十三 九月三十日	片桐守正
一百九十四 九月三十日	片桐守正
一百九十五 九月三十日	片桐守正
一百九十六 九月三十日	片桐守正
一百九十七 九月三十日	片桐守正
一百九十八 九月三十日	片桐守正
一百九十九 九月三十日	片桐守正
二〇〇〇 九月三十日	片桐守正

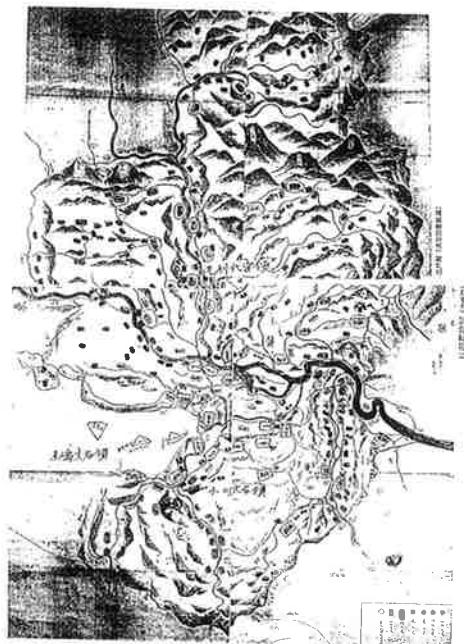
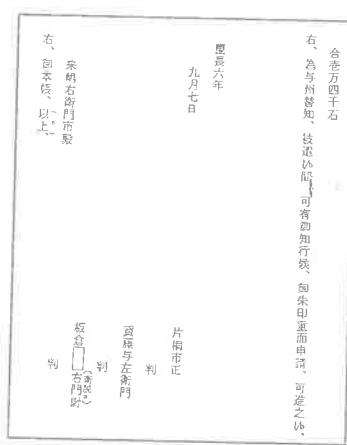
(大分県史料(37)引用)

右目録の連署名に「片桐旦元」の名が見える。旦元は徳川に下つたとは云々、猶太阪方の実力者の一人、すでに徳川家康の天下支配が着々と進行の時代、大阪方にも未だ余力の残されていた当時の政治状勢が伺えられる。

が宛行われていることが判る。

入、御代官と掲載されている。つまり高政の格式は、佐伯領大名、日田玖珠領代官支配と解釈して間違い無いものと考える。六年の官途名民部大輔高政から翌七年には、受領名伊勢守高政を襲名していることが分かる。

一、来嶋右衛門市（玖珠大名）の目録は次の通り（大分県史料⁽³⁷⁾）には与州替地御知行所と載る、やはり小川氏同様大名知行と受取られる。



（川田市史付録引用）

次に文禄～慶長（一五九二～一六〇一）迄毛利民部大輔なる呼称名の考察をしたい。

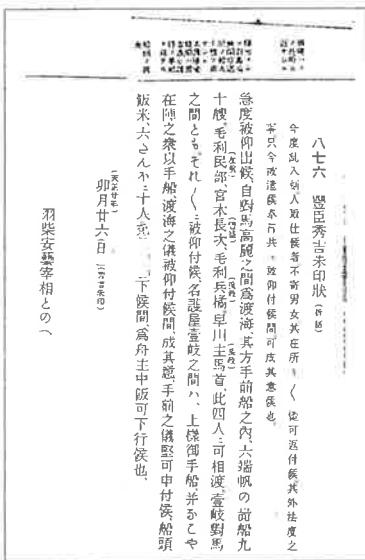
次に日田郡江戸期の地図上の村名を各目録と照合してみた。□を小川領、○が毛利領、△に来嶋領で囲んだ結果重複する村名はない。

右下の図面上から高政の代官支配地域は略大山川流域⁽³⁸⁾

一、日田市役所保管 文書省略
毛利民部大輔、宮本長次^リ（家康の命により日本最大の山門（知恩院）を建立の人物）兩人に宛てた秀吉の書状

には年代の記入はない。日田市史は元禄二年と推定しているが確かにない。秀吉の差出から推定すると此の時の民部大輔は「友重」に当る。

一、中国毛利家文書 豊臣秀吉朱印状



右文書は毛利兵橋重政、毛利民部大輔友慶の連名、両人共秀吉の直臣、猶受取人「民法印様御報」とは豊臣家之間ともそれく「被仰付候名號屋宣教之間」、上様御手船並ることや在陣之衆以手船滅海之儀被仰付候間成其意手船之儀堅可申付候船頭坂米六らんか二十人余、「下候間爲舟主中版可下行候也」。

卯月廿六日
(秀吉印)

羽柴安藤宰相との

一、竹田中川文書(七六号) 文書省略
字喜多秀家他二七名、連署状写、慶長二年八月二十六日の日付、連署名中「毛民太」の名が見える。慶長二年の民部大輔は友重に当る。「朝鮮之節覚書」と載る事から出兵時に關する文書と思われる。

右の文書中、毛利民部大輔友重が見える。

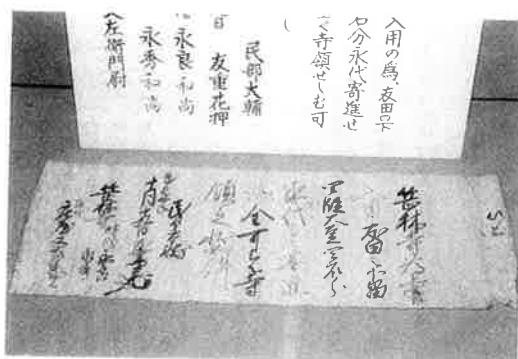
帆船九十艘を四人に渡せ、捕虜は在所に帰せの文意、猶天正廿年は文禄元年である。

一、法金院文書

一、日田岳林寺文書 岳林寺所有
岳林寺は草場村に建立されている。慶長四年十月十九日、時僧に宛行つた一級史料と考えられる。民部大輔友重の「花押」が認められる。果して高政の前名か、今後

以上
先後者各金剛院門前寄宿之儀ニ付て、預期折辱候、則御免除之通心得存候、第御使體内被申候、恐々謹啓
三月十六日
毛利兵部太輔
重政
花押
毛利兵部太輔
重政
花押

の研究には重要な意味を持つた文書と心得る。



一、黒田家譜(福岡 古文書を読む会)

黒田軍が豊後に攻入った慶長五年九月は、関ヶ原合戦と同じ時期に当る。

家譜には「日田郡

隈の城、玖珠郡角牟

礼の城は毛利民部大

輔が城にて留守居の兵籠れり」と記す。この時の官途民部大輔は、岳林寺友重文書の日付から間も無い為、一応友重と考えてよい。これについて佐伯地誌高政記には、東軍(家康側)の細川玄旨の籠る田辺城を高政が攻めたと伝えている。ただし後世の編纂物の歴史実とは認め難い。この時代の友重、高政の動向は微妙に変化していることが判る。

黒田事件の後、友重・高政が日田草場村彦左衛門に宛てた石松文書(大分県史料13)が参考史料になると思う。年代を欠くが関ヶ原合戦直後に差出したものと推定される。

すでに述べた微妙な政治情勢の背景には中央の権力争いの縮図豊後版とも云うべき内容がこの文書に反映されていることが判る。

猶石松文書は史談一八〇号所収、佐伯茶飲話との整合性について述べたので重複はさける。(「佐伯秘説録」八万石云々説参照日田) いずれにしても、日田玖珠郡は一時期、黒田氏が占拠していたものと思われる。

一、毛利民部大輔高政

関ヶ原合戦後と思われる書状について上述した。此の時点を最後に友重なる人物は見えない、新たに民部大輔は高政の呼称となる。同人説が生まれる所以はこの辺に原因があるものと考える、ただし同人物としての確証史料はない。

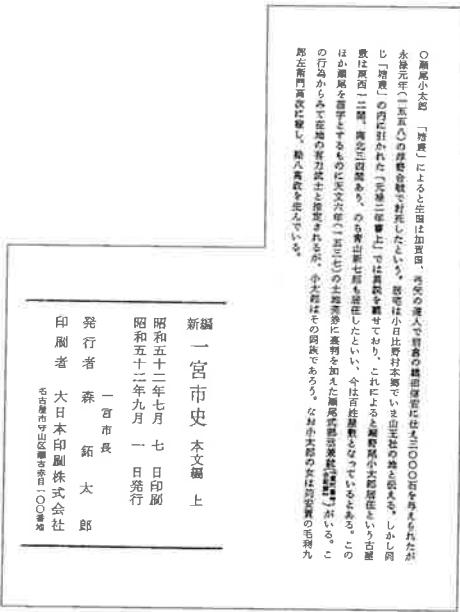
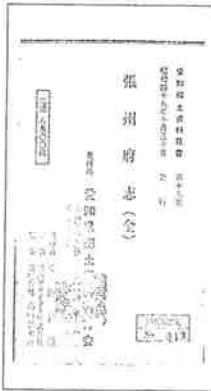
次に尾張国(愛知県)の地誌に記載される毛利高政関係につき検討してみたい。

文獻內應摺員

大赤比丘尼傳

宮市史 第九章第四部所收

おなじはおのれの心なり。田舎に住むは、西風三十日、田中に立つて風が吹きぬける
人有ナシは、秋風病めかせをもてて、田舎に立つて風が吹くは、西風。
は、秋風吹きゆきす。野村に立つて風が吹くは、西風。田舎に立つて風が吹くは、西風。
今、西風北に吹く。九月十五日、西風吹きゆきす。



つまり毛利伊勢守を名乗る森勘解由なる人物が関ヶ原に於いて家康方にて戦死したと云う、その猶子が高政との異本がある。

高政が受領名伊勢守を襲名した事について右のようないふべき事がある。

瀬尾小太郎は弓矢の達人とある、代々矢筈紋を用いた
と他本が伝えている。高政母方の父、家系も織田氏の武
将に見える。

以上尾張の地誌に掲載される高政関係を抜粋してみた。必ずしも史実とは思われないが、統べてが荒唐無稽

、尾張塘叢に載る高政系図は先史一八〇号で紹介済み、本項では揚げない。

関ヶ原役前後の時代記として伝える処を見れば刈安賀

方面で高政は、何等かの足跡を残していた事が窺われる。

いずれにしても尾張の資料は不思議に高政の記事が多

く見える。意外な処に眞実が隠れている事が地誌に依つて分かるものと思われる。

いずれにしても高政生誕地「尾張・一宮・刈安賀」を中心総てにわたつて再確認の必要性を感じさせる。

【出口村書上】 先哲史料館所有

右の文書は高政の日田玖珠代官時代を知る上で重要な参考資料と考へる。

「天瀬町誌」では慶長二年の朝鮮出兵時代の事件と題し後読の説明をしている。大山川両岸に跨る鎌場の争論と思われる。しかし登場する人物名から慶長二年より年代が少し下がるよう思う。

次に毛利民部大輔高政なる呼称が史料上に認められる年代を推定すると、慶長六年二月二十六日付の日田草場村彦左衛門に宛てた「石松文書」が初見と思われる。

それ以前の名は一般に「友重」と決めている、一応は成立していくても確証はなく幾つかの問題が残る。

筆者は同一人物説を否定する立場で自論を述べた。仮

に同一人物を主張しても、時代差によつて友重・高政と区別して記載したいものと思う。

ただ寛政重修諸家譜・温故知新録・鶴藩略史等後世の編纂物を鵜呑みにしては実像の解明は難しい。冒頭に述べた白紙に戻し、信憑性の高いものから取上げ正して行く以外にない。能力不足の為焦点が定まらず駄文になつた申訳ない。

【参考、引用文献】

先哲史料館研究紀要第三号、日田市史
大分県史料37・13号、黒田家譜、尾張地誌

秋の県外一泊研修のお知らせ

日 時	10月14日(土) 15日(日)
行 き 先	長崎市を中心に日蘭400年祭にちなんだ名所を訪ねます。 帰りには普賢岳及び発掘調査場所も見学の予定。 宿泊地は探査中です。
費 用	15,000円-18,000円程度
募 集 人 員	20人
申 し 込 み	46-0445 小野 46-0364 五十川まで
期 日	9月末日